

原子力損害賠償紛争解決センター 和解仲介手続き説明会

当センターは、今回の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者(東京電力)に対する損害賠償請求について、和解の仲介を行うことにより、円滑、迅速かつ公正に解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

当センターの行う和解の仲介についての説明会を開催し、賠償問題の解決に向けてセンター職員が、分かりやすくご説明しますので、東京電力との交渉に行き詰まりのある方、賠償を拒否されてお困りの方など、どうぞご参加下さい。

●日時●

平成24年3月17日(土)

13:00~14:30(開場12:30)

<スケジュール>

13:00~14:00 説明・質疑応答

14:00~14:30 アンケート説明・記入時間

●場所●

関西大学高槻ミューズキャンパス
西館5階ミューズホール

●交通案内●JR京都線「高槻」駅下車徒歩約10分
阪急京都線「高槻市」駅下車徒歩約15分



入場無料

簡単な
アンケートも
行います。

原子力損害賠償紛争解決センターとは?

当センターは、文部科学省の他、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家らにより構成された公的な紛争解決機関です。

被害者の申立てにより、中立・公正な立場の仲介委員(弁護士等)が、当事者の事情をお伺いしながら、当事者間の合意(和解)による解決を目指します。

※なお、会場ではセンター職員が手続の概要等全体説明を行います。個別の法的な相談には応じかねますので、予めご了承下さい。

原子力損害賠償紛争解決センター(文部科学省)

運営事務局●(株)科学新聞社 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-13 TEL03-3432-0420

どのような紛争が申し立てられるのですか？

- 東京電力が提示する条件では、合意できない。
- 東京電力に被害を申し出たが、賠償されない。

などのほか、今回の事故で生じた損害の賠償全般について、当センターに「和解の仲介」を申し立てることができます。

和解の仲介とはどのような手続ですか？

第三者が当事者の間に入り、当事者の合意(和解)による紛争の解決に努めることを「和解の仲介」と言います。

当センターでは、中立・公正な立場の仲介委員(弁護士等)が、お互いの事情などをお伺いしながら紛争の解決を目指します。

説明会では、今後の業務の改善のため簡単なアンケートを行います。一日でも早く紛争が解決するよう賠償手続きの問題点などご協力をお願いします。

原子力損害賠償紛争解決センター

〔東京事務所〕 **申立書はこちらにご郵送ください**

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6(COI新橋ビル3階)

〔福島事務所〕

〒963-8811 福島県郡山市方八町1-2-10(郡中東口ビル2階)

受付電話番号:0120-377-155(受付時間 平日10:00~17:00)

E-mail:chukai@mext.go.jp

ホームページ:http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm

原子力損害賠償紛争解決センター

検索